

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名:

指名停止業者名	措置の区分	住 所
(1) 株式会社ジョイ 法人番号6240001027624	別表2-8 イ及びロ	広島県呉市焼山北1丁目12番20号
(2) 広島県薬業株式会社 法人番号6240001009655	別表2-8 イ	広島県広島市西区商工センター3丁目4番25号
(3) 富田肥料株式会社 法人番号6240001026262	別表2-8 イ	広島県呉市広名田1丁目4番38号

2. 指名停止措置期間: イ 令和3年3月30日～令和3年6月29日(3ヵ月)
 ロ 令和3年3月30日～令和3年5月29日(2ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲: イ 中国地方測量部管内
 ロ 全国(中国地方測量部管内を除く)

4. 事実概要:

株式会社ジョイの会長及び統括部長、広島県薬業株式会社の取締役兼営業部長、富田肥料株式会社の営業担当は、広島県江田島市が平成30年4月と平成31年4月に実施した「江田島市指定ごみ袋」の入札に関する談合の疑いで、令和2年9月に広島県警により書類送検され、同年12月23日に談合罪で略式起訴、同日罰金刑の略式命令を受け、これが令和3年1月27日の新聞報道で明らかになった。

5. 指名停止措置理由:

物品の有資格登録業者である株式会社ジョイ、広島県薬業株式会社及び富田肥料株式会社の一般役員等及び使用人の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第8号イ及びロ(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる場合に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。) イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員 ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2ヵ月以上12ヵ月以内 1ヵ月以上12ヶ月以内

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 小島 正和 電話 029-864-4385 (直通)
総務部契約管理官 大橋 秀己 電話 029-864-6870 (直通)